

# 花緑団体中間支援等活動支援事業 (オープンガーデン普及支援部門) 実施要領

## 1 支援の目的

花と緑あふれるまちなみ景観を創出し、来訪者の増加や地域間の交流を生み出すオープンガーデン活動を行う住民団体等に対し、チラシやマップ作成・配布等のPR活動を支援することにより、オープンガーデン活動の活発化、地域のにぎわいづくりを図る。

## 2 支援の対象

次の要件を全て満たすオープンガーデン活動団体

### 【団体の要件】

- ① 兵庫県下において活動を行う団体
- ② 構成員等が明確であり、団体としての実態を有していること
- ③ 過去からオープンガーデン活動を継続しており、1の目的にかなうオープンガーデン活動を行うことが可能な団体
- ④ 次のいずれにも該当しない団体
  - ・ 財産の形成又は営利を目的とするもの
  - ・ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
  - ・ 反社会的活動又は公序良俗に反するもの

### 【対象となる活動】

- ① オープンガーデン開催に伴うチラシやマップ等の作成・配布などのPR活動

対象となる活動例	対象とならない活動例
・ PR チラシやマップ等の作成活動 ・ PR ポスターの作成活動 ・ PR 用のぼり旗の作成活動 など	・ チャリティー目的のための広報物の作成活動 ・ 有償配布物の作成活動 など

- ② 令和8年4月1日～令和9年3月15日の期間に実施される広報等に係る活動  
但し、補助金交付決定日時点で終了している活動は対象外
- ③ 対象となる活動に対して、国または兵庫県及び兵庫県関係団体、市町が実施する他の補助と重複して補助を受けていない活動

## 3 支援の内容

支援の対象となる活動に対し次の費用の一部を補助  
年4団体程度。1団体あたり上限5万円。最長5年間

#### 【補助対象経費】

- ① PR チラシやマップ等の作成に要する費用
- ② PR ポスターの作成費用
- ③ PR 用のぼり旗の作成費用
- ④ PR チラシ・マップ等の郵送費
- ⑤ その他必要と認められるもの

ただし、対象となる経費のうち、国または兵庫県及び兵庫県関係団体、市町等から支援を受けている費用は対象としない。

また、その他の収入（参加費、広告収入等）を得て、これら経費に費用として充当する場合は当該収入額を補助対象経費から控除する。

#### 【対象とならない経費】

- ① 飲食費、個人に属する物品等の購入・維持費
- ② 団体単独の活動にかかる経費
- ③ 団体内部の維持運営にかかる継続的経費（事務室賃貸料や団体事務員人件費等） など

#### 4 活動の報告

支援を受ける団体は各年度内に、指定された期日・方法により年間活動の実績報告を行わなければならない。

また、活動状況は県ホームページなどの広報媒体で公表される場合がある。

#### 5 選定方法等

- ・事務局において、申請書により支援の対象要件を確認
- ・要件を満たしているものであっても申請数が4件以上の場合は、先着順で4団体程度を選定

#### 6 募集方法と募集期間

パンフレット、ホームページ、県民局・市町を通じた関係団体へのPR等により募集  
（募集期間）令和8年4月1日～同年12月28日

但し、申請数が少なかった場合は募集期間を延長することもある。

#### 7 実施スケジュール

- 令和8年3月 : パンフレット等作成・関係機関へ周知依頼
- 令和8年4月～12月 : 募集  
事務局による書類確認  
審査結果通知・事業実施  
実績報告（事業完了後10日以内）・精算払

#### 8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。